

告 示

埼玉県告示第百六十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年三月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字丑ヶ谷戸七百九十一番一	田	一、二一六・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十五番五	畑	八四三・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字金屎千百六十七番	畑	九三五・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百七十九番	畑	四四二・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十番	畑	五三三・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中原千二百八十四番	畑	一、六八九・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字中田三百七十八番二	田	一、〇九五・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木四百八十三番一	田	一、一一八・〇〇
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字諏訪ノ木四百八十三番二	田	九五・〇〇

二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
--------	----	--------	------	--------------

埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百八十四番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百八十番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中原千 二百七十九番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字金屎千 百六十七番	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字女堀八 百四十五番五	埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字丑ヶ谷 戸七百九十一 番一
畑	畑	畑	畑	畑	田
令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日	令和八年 七月一日
十年	十年	十年	十年	十年	十年
〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字中田三 百七十八番二	田	令和八年 七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字諏訪ノ 木四百八十三 番一	田	令和八年 七月一日	十年	〇円
埼玉県児玉郡 神川町大字元 阿保字諏訪ノ 木四百八十三 番二	田	令和八年 七月一日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹
埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年九月十六日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし。

六 補償金の還付について

該当なし。